東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)について

(諮問第3142号)

く目次>

1	報告	書	 	 	 	 1
2	申請	概要	 	 	 	 33
3	審査	結果	 	 	 	 54
		接続約 接続約			_	

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 三 友 仁 志 殿

接 続 委 員 会 主 査 相 田 仁

報告書(案)

令和3年9月24日付け諮問第3142号をもって諮問された事案について、調査の結果、 下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気 通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバに係る接続メニューの 追加等)については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方(案) -加入光ファイバに係る接続メニューの追加等-

意見募集期間:令和3年9月25日(土)~同年10月25日(月)(案件番号:145209820)再意見募集期間:令和3年10月29日(金)~同年11月11日(木)(案件番号:145209830)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 7件(法人等:4件、個人:3件) 再意見提出者 6件(法人等:5件、個人:1件)

(敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	KDDI株式会社	東日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社	西日本電信電話株式会社
3	株式会社 オプテージ	KDDI株式会社
4	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会	ソフトバンク株式会社
5	個人A	株式会社 オプテージ
6	個人B	個人D
7	個人C	

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見1	再意見1	考え方1	
● 特定光信号端末回線の接続メニュー変更について、	■ 特定光信号端末回線は、受益者がその		
提供条件の透明性・公平性・適正性が確保されることか	回線の敷設を要望された事業者に限られ		
ら賛同。	るため、受益者と費用の負担者は一致す		
● また、接続料の算定方法については、ビル屋上に新	ることが望ましいことや、回線毎に敷設す		
規設置されるものに係る接続メニューと同様の算定方	る距離や工程が異なることから、構築・保		
法であることから、現時点において異論はない。	守・撤去に要する費用については、その		
● ただし、今後、特定光信号端末回線の利用が増加し、	回線の敷設を要望した事業者が網改造料		
当該機能の利用形態が、加入ダークファイバの一般的	として個別負担することが適当。		
な引き込み方法の一つとみなされる状況となった場合、	● 賛同意見(一者)		
網使用料による算定を行うよう検討すべき。			
○ 今回、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東日	○ 特定光信号端末回線は、当社が利用す	○ 特定光信号端末回線の接続メ	
本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿	る見込みがない設置場所において、事業	ニュー変更については、賛同の御	
(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて	者様のご要望に基づき、指定された設置	意見として承ります。	
「NTT 東西殿」といいます。)が申請した特定光信号端	場所まで新たに光ケーブル等の構築を行	○ 接続料の算定方法に関しては、	
末回線の接続メニュー変更については、提供条件の	い、提供するものです。したがって、特定	現時点においては、特定光信号	無
透明性・公平性・適正性が確保されることから賛同し	光信号端末回線については、受益者がそ	端末回線について、基本的には、	
ます。	の回線の敷設を要望された事業者様に限	接続事業者ごとにケーブルを占	
○ また、接続料の算定方法については、ビル屋上に新	られるため、受益者と費用の負担者は一	有して利用する見込みであること	
規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニュ	致することが望ましいと考えます。また、特	等を踏まえれば、個別の事業者か	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
ーと同様の算定方法であることから、現時点において	定光信号端末回線は回線毎に敷設する	らその接続に要する費用の負担	
異論はありません。	距離や工程が異なることから、構築・保守・	を求めるべきものとして網改造料	
○ ただし、今後、特定光信号端末回線の利用が増加	撤去に要する費用については、その回線	として算定することが適当であると	
し、当該機能の利用形態が十分に加入ダークファイ	の敷設を要望された事業者様が網改造料	考えられます。	
バの一般的な引き込み方法の一つとみなされる状況	として個別負担することが適当と考えま	○ ただし、今後の特定光信号端末	
になった場合は、網改造料による算定を改めて、網使	す。	回線の利用実態等を踏まえ、網	
用料による算定にて提供を行うよう検討すべきと考え	(NTT東日本·西日本)	使用料やその他の負担方法とす	
ます。		ることも含め、NTT東日本・西日	
(ソフトバンク株式会社)	○「接続料の算定等に関する研究会」にお	本において、適切な接続料の算	
	ける第五次報告書(案)への意見に対する	定方法について必要に応じ、検	
	考え方22にて総務省から「今後の特定光	討することが適当と考えます。	
	信号端末回線の利用実態を踏まえ、網使	○ 総務省においては引き続き、接	
	用料やその他の負担方法とすることも含	続約款の認可プロセス等を通じ	
	め、NTT東西殿において適切な接続料の	て、これらのNTT東日本・西日本	
	算定方法について必要に応じ、検討する	における対応等を確認するととも	
	ことが適当」と記載されています。左記の	に、追加的なルール等の整備や	
	意見でも提案されている網使用料による	対応について、必要に応じ、検討	
	算定を含め、今後の特定光信号端末回線	していくことが適当と考えます。	
	の利用状況に応じて、より適切な算定方		
	法への見直しが適当であると考えます。		
	(KDDI株式会社)		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見2	再意見2	考え方2	
● ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端	■ ルーラルエリアにおいて提供される特定		
末回線は、自然災害に遭うリスクの高さ等の事情か	光信号端末回線について、今後ルーラル		
ら、設備設置事業者にとって過度な負担となっていな	エリア特有の個別事象等を把握した際に		
いか等を確認し、接続料の算定式等を柔軟に見直す	は、必要に応じて接続料の算定式の見直		
ことが望ましい。	しを検討していく考え。		
○ ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末	○ ルーラルエリアにおいて提供される特定	○ NTT東日本・西日本において	
回線については、ルーラルエリア特有の個別事情等	光信号端末回線について、今後ルーラル	は、今後ルーラルエリア特有の個	
(自然災害に遭うリスクが高い等)が発生することから、	エリア特有の個別事象等を把握した際に	別事情を把握した際には、必要に	
設備設置事業者に過度な負担になっていないか等を	は、必要に応じて接続料の算定式の見直	応じて、接続料の算定式の見直し	
確認の上、接続料の算定式等を柔軟に見直すことが	しを検討していく考えです。	を検討することが適当と考えま	
望ましいと考えます。	(NTT東日本·西日本)	す。	
(株式会社 オプテージ)		○ 総務省においては引き続き、接	無
		続約款の認可プロセス等を通じ	
		て、これらのNTT東日本・西日本	
		における対応等を確認するととも	
		に、追加的なルール等の整備や	
		対応について、必要に応じ、検討	
		していくことが適当と考えます。	
意見3	再意見3	考え方3	
● ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイ	■ 特定光信号端末回線は、受益者がその		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
バに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者	回線の敷設を要望された事業者に限られ		
は先行投資を含まないコストで設備を使用する一方、N	るため、受益者と費用の負担者は一致す		
TT東西のみに負担を強いることとなるため、自己設置	ることが望ましいことや、回線毎に敷設す		
事業者の投資インセンティブを阻害することにつながり	る距離や工程が異なることから、構築・保		
かねないため、接続として取り扱う範囲について、競争	守・撤去に要する費用については、その		
環境や設備設置事業者への負担等を注視し、必要に応	回線の敷設を要望した事業者が網改造料		
じた見直しを含め検討することを要望。	として個別負担することが適当。		
● ルーラルエリアの特定光信号端末回線の設備は、接			
続事業者のニーズに基づき新たに構築されるため、網			
改造料の算定式により算定することは、設備設置事業			
者の事業性の観点から適当。			
○ ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファ	○ 特定光信号端末回線は、当社が利用す	○ 御意見の一点目に関しまして	
イバに安易に接続ルールを適用することは、接続事	る見込みがない設置場所において、事業	は、NTT東日本・西日本がフレキ	
業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことに	者様のご要望に基づき、指定された設置	シブルファイバの提供に利用して	
なり、NTT 東西殿のみに負担を強いることとなります。	場所まで新たに光ケーブル等の構築を行	いる光ファイバは、利用者の電気	
そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT 東西殿から借	い、提供するものです。したがって、ご指	通信設備と接続される伝送路設	Aur.
りる」方が有利となり、NTT 東西殿を含めた多数の自	摘の通り、特定光信号端末回線について	備であり、電気通信事業法第33条	無
己設置事業者における投資インセンティブを阻害す	は、受益者がその回線の敷設を要望され	に規定する第一種指定電気通信	
ることにつながりかねないため、接続として取り扱う範	た事業者様に限られるため、受益者と費	設備となるため、接続ルールの対	
囲については、競争環境や設備設置事業者への負	用の負担者は一致することが望ましく、ま	象となると整理されているものと承	
担等を引き続き注視いただき、必要に応じて見直しも	た、回線毎に敷設する距離や工程が異な	知しています。	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
含めご検討いただくことを要望いたします。	ることから、構築・保守・撤去に要する費用	○ フレキシブルファイバに係る接	
○ 今般申請された新たな接続メニューにおけるルーラ	については、その回線の敷設を要望され	続メニューの新設に関しても、第	
ルエリアの個別設備区間(特定光信号端末回線)の	た事業者様が網改造料として個別負担す	一種指定電気通信設備接続料規	
設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当	ることが適当と考えます。	則第1条に規定されているとおり、	
該接続事業者のニーズに基づき NTT 東西殿におい	(NTT東日本·西日本)	接続料は適正原価に加えて適正	
て新たに構築するものです。このことから当該接続事		利潤を含めて設定することができ	
業者に個別の費用負担を求める「網改造料の算定		るものであり、実際、本件の接続	
式」により算定することは、設備設置事業者の事業性		約款案においても、適正原価に	
の観点から適当であると考えます。		適正利潤を加えた接続料が設定	
(株式会社 オプテージ)		されているものと承知しております	
		ので、フレキシブルファイバを接	
		続として提供する場合にあって	
		も、御指摘のような「NTT東西の	
		みに負担を強いる」ことにはならな	
		いと考えます。	
		○ なお、フレキシブルファイバとし	
		て提供が想定されている設備のう	
		ち、「局内設備」と「既設設備区	
		間」の設備は、基本的に既設の設	
		備であるにもかかわらず、「局内設	
		備」と「既設設備区間」の設備は接	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
		続料原価と大きく乖離した料金設	
		定となっており、「接続料の算定等	
		に関する研究会」において、卸先	
		事業者から、この料金設定が高い	
		との指摘があったものと承知して	
		います。	
		○ 一方で、総務省においては、フ	
		レキシブルファイバに係る接続メ	
		ニューの導入後の状況も含め、事	
		業者間の競争環境を注視し、必	
		要に応じて対応を検討していくこ	
		とが適当と考えます。	
		○ 御意見の二点目につきまして	
		は、現時点においては、特定光信	
		号端末回線について、広く共用さ	
		れることが見込まれているもので	
		はなく、個別の事業者からその接	
		続に要する費用の負担が求めら	
		れるべきものとして網改造料として	
		算定することが適当であり、今般	
		のNTT東日本・西日本からの接	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
		続約款変更認可申請案への賛同	
		の御意見として承ります。	
意見4	再意見4	考え方4	
● 特定光信号端末回線の接続の申込みの受付のため	■ 特定光信号端末回線の接続の申込み		
に新たに整備されるシステムの開発費は接続料金に	受付や設備管理等を効率的に行う観点か		
追加され、接続メニューを利用する事業者が特定光	ら必要となるシステムの開発については、		
信号端末回線数で按分負担することと認識。これが	運用方法や費用負担等の整理を踏まえ		
高額である場合、卸役務からの接続への移行による料	て、現在運用中のダークファイバに係るシ		
金低廉化の効果が減殺されてしまう恐れがあるため、	ステムを改修し、必要な機能を可能な限り		
当該システム開発における費用対効果、使用の合理性	低廉な費用で開発できるよう検討している		
について、総務省において検証を行うことを希望。	ところ。		
● 特定光信号端末回線に係る受付システム等の設備に	■ 当該開発に係る仕様及び概算費用につ		
あたっては、	いては、検討が整い次第、速やかに事業		
・ 当該システムの開発にあたり、事前に接続事業者と	者に提示していく考え。		
仕様に関する十分な議論を行い、可能な限り接続事			
業者の意見を反映すること。			
・ 最小限のコストでのシステム構築を検討すること。			
・ システム開発費用を可及的速やかに提示すること。			
の3点に留意の上、NTT東西を中心に検討が進められ			
るべき。			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
○ 特定光信号端末回線の接続の申し込みの受付を行	○ 特定光信号端末回線の接続の申込み	○ NTT東日本・西日本において	
うために新たに整備されるシステムの開発費は、「特	受付や設備管理等を効率的に行う観点か	は、接続事業者・関係団体との協	
定光信号端末回線管理機能」の接続料金に追加さ	ら必要となるシステムの開発については、	議を進め、その意見・要望を十分	
れ、接続メニューを利用する事業者が特定光信号端	運用方法や費用負担等の整理を踏まえ	に考慮しながら、受付や設備管理	
末回線数で按分負担することと認識しています。仮	て、現在運用中のダークファイバに係るシ	等のためのシステムに関して、可	
に、システム開発費が高額である場合、卸電気通信	ステムを改修し、必要な機能を可能な限り	能な限り低廉な費用で開発すると	
役務に比べて新たな接続メニューにて低廉な料金で	低廉な費用で開発できるよう検討している	ともに、接続事業者に対して、仕	
利用できるようになったにも関わらず、料金低廉化の	ところです。	様や費用について速やかに提示	
効果が減殺されてしまう恐れがあるため、総務省にお	○ なお、当該開発に係る仕様及び概算費	できるよう、検討を進めることが適	
いては当該システム開発における費用対効果、仕様	用については、当社の検討が整い次第、	当と考えます。	
の合理性について検証を希望します。	速やかに事業者様に提示していく考えで	○ 総務省においては引き続き、接	無
(KDDI株式会社)	す。	続約款の認可プロセス等を通じ	
	(NTT東日本·西日本)	て、これらのNTT東日本・西日本	
○ 特定光信号端末回線に関する正式な受付システム		における対応等を確認するととも	
等の整備にあたっては、以下 3 点について留意のう		に、追加的なルール等の整備や	
え、NTT東西殿を中心に検討が進められるべきと考え		対応について、必要に応じ、検討	
ます。		していくことが適当と考えます。	
① 当該システムの仕様は接続事業者の社内業務設			
計にも影響することから、開発にあたっては、事前			
に接続事業者とも十分議論を行い、可能な限り接			
続事業者の意見も反映すること			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
② 接続事業者の負担が過度にならないように、最小			
限のコストでのシステム構築を検討すること			
③ システム開発にかかる費用を可及的速やかに提			
示すること			
(ソフトバンク株式会社)			
意見5	再意見5	考え方5	
● 事業者間の共用範囲については、今回の新たな接	■ 光提供エリア外等において、卸電気通		
続メニューを利用する事業者間だけでなく、NTT東西	信役務として提供するフレキシブルファイ		
の設備利用部門の提供するサービスとの間において	バ等のサービスについては、光ケーブル		
も、不要な二重引きによる光ファイバ設備の構築を発	内の空き芯線を含めた全ての設備を専有		
生させない等の設備効率性の観点から、事業者間で	してご利用いただけることを前提に、利用		
共用できるスキーム実現に向けた検討を希望。	者が当該設備に関する構築費用を利用		
	開始時に全額負担しているものであるた		
	め、特定光信号端末回線と設備を共用す		
	ることは困難。		
	● KDDIの意見に賛同。加入ダークファイ		
	バエリアの拡大等においては、特定光信		
	号端末回線の空き芯線や特定光信号端		
	末回線で構築した基盤設備を積極的に利		
	用すべき。		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
○ 事業者間の共用範囲については、今回の新たな接	○ 当社の光提供エリア外等において、当社	○ 本約款変更案の内容に対する	
続メニューを利用する事業者間だけではなく、新たな	が卸電気通信役務として提供するフレキ	直接の御意見ではないものの、N	
接続メニューと NTT 東・西の設備利用部門の提供す	シブルファイバ等のサービスについては、	TT東日本・西日本においては、	
るサービス間においても、不要な二重引きによる光フ	ご利用者に光ケーブル内の空き芯線を含	接続事業者からの要望も踏まえ	
ァイバ設備の構築が発生しない等の設備効率性の観	めた全ての設備を専有してご利用いただ	つつ、より効率的な設備の利用が	
点から、事業者間で共用できるスキーム実現に向けた	けることを前提に当該設備に関する構築	可能となるスキームの実現可能性	
検討を希望します。	費用を利用開始時に全額ご負担いただい	について、必要に応じて検討を進	
(KDDI株式会社)	ているものであるため、特定光信号端末回	めることが適当と考えます。	
	線と設備を共用することは困難と考えま	○ 総務省においては引き続き、	
	す。	接続約款の認可プロセス等を通じ	
	(NTT東日本·西日本)	て、これらのNTT東日本・西日本	無
		における対応等を確認するととも	
	○ KDDI株式会社殿(以下「KDDI殿」といい	に、追加的なルール等の整備や	
	ます。)の意見に賛同します。	対応について、必要に応じ、検討	
	○ KDDI 殿の意見にあるような、不経済か	していくことが適当と考えます。	
	つ非効率な運用を避けるためにも、東日		
	本電信電話株式会社殿及び西日本電信		
	電話株式会社殿(以下併せて「NTT 東西		
	殿」といいます。)の加入ダークファイバエリ		
	アの拡大等においては、特定光信号端末		
	回線の空き芯線や特定光信号端末回線		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	で構築した基盤設備を積極的に利用すべ		
	きと考えます。		
	(ソフトバンク株式会社)		
意見6	再意見6	考え方6	
● 近傍の特定光信号端末回線の有無をNTT東日本・西	■ 特定光信号端末回線が収容される光ケ		
日本のシステム上で開示されることで、接続事業者から	ーブルの共用により、接続事業者の負担		
の設備調査依頼の数が減少し、双方の稼働削減につな	軽減及び設備構築・維持の効率化を図っ		
がると考えられ、事後共用における設備の特定方法に	ていく観点から、事後的に特定光信号端		
ついて賛同。	末回線が収容される光ケーブルを他の接		
● 特定光信号端末回線の利用に関する情報は、接続事	続事業者と共用するために必要な情報と		
業者にとって重要機密事項を含むため、NTT東西にお	して、既に敷設されている特定光信号端		
いては、接続約款第47条の守秘義務規定を遵守すると	末回線に係る「通番(回線ID)」「収容局」		
ともに、機密情報の管理を徹底してもらいたい。	「設置場所住所(町丁目)」を開示する考		
	え。		
	■ 特定光信号端末回線に係る情報につい		
	ても他の接続関連情報と同様に、接続約		
	款第47条に基づき適切に管理していく考		
	え。		
○ 事後共用を要望する事業者が近傍の特定光信号端	○ 当社は、特定光信号端末回線が収容さ	○ 事後共用における設備の特定	
末回線の有無を NTT 東西システム上で開示すること	れる光ケーブルの共用により事業者様の	方法について、賛同の御意見とし	無
で、接続事業者から NTT 東・西への設備調査依頼の	負担軽減及び設備構築・維持の効率化を	て承ります。	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
数が減少し、双方の稼働削減につながると考えてお	図っていく観点から、事後的に特定光信	○ NTT東日本・西日本において	
り、今般、認可申請された事後共用における設備の特	号端末回線が収容される光ケーブルを他	は、事後共用のために必要な情	
定方法について賛同いたします。	の事業者様と共用するために必要な情報	報として、既に敷設されている特	
(KDDI株式会社)	として、既に敷設されている特定光信号端	定光信号端末回線に係る情報を	
	末回線に係る「通番(回線 ID)」「収容局」	NTT東日本・西日本のシステム	
○ NTT 東西殿の認可申請の内容に賛同します。特定	「設置場所住所(町丁目)」を開示する考え	上で開示するに当たって、接続約	
光信号端末回線利用に関する情報は接続事業者に	です。	款における守秘義務規定の遵守	
とっては重要機密事項を含むため、NTT 東西殿の電	○ なお、特定光信号端末回線に係る情報	や、機密情報の管理を徹底するこ	
気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第 1	についても他の接続関連情報と同様に、	とが適当と考えます。	
種指定電気通信設備との接続に関する契約約款第	接続約款第 47 条に基づき適切に管理し	○ 総務省においては引き続き、接	
47条に規定の守秘義務規定を順守するとともに、機	ていく考えです。	続約款の認可プロセス等を通じ	
密情報の管理を徹底いただきたいと考えます。	(NTT東日本·西日本)	て、これらのNTT東日本・西日本	
(ソフトバンク株式会社)		における対応等を確認するととも	
		に、追加的なルール等の整備や	
		対応について、必要に応じ、検討	
		していくことが適当と考えます。	
意見7	再意見7	考え方7	
● フレキシブルファイバにおける卸役務から接続に移行	■ 卸から接続への移行については、接続		
する際の手続き等については、移行費用の最小化や、	事業者の費用負担が必要最低限となるよ		
接続事業者に係る手続き及び運用方法の負担が低減	うに検討を進めているところであるもの		
できるよう検討を進めることを希望。	の、特定光信号端末回線の受益者がそ		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
● 事業者側で当該移行に係る費用負担が発生する場	の回線の移行を要望した事業者に限られ		
合、必要最小限の費用での移行を実現するとともに、接	ることから、発生する費用については受益		
続事業者側の予見性を高める観点から、可能な限り早	者となる当該事業者に負担してもらいた		
期に移行費用の概算額を提示することを希望。	いと考えている。		
	■ 移行に伴い当社の回線管理に係るシス		
	テムへの登録のために必要となる費用の		
	概算額については、登録の対象となる回		
	線数によって変動することから、移行対象		
	回線を受付開始し、回線数を当社が把握		
	次第、速やかに検討のうえ事業者へ提示		
	する考え。		
○「接続料の算定等に関する研究会」における第五次	○ 卸電気通信役務でご利用いただいてい	○ NTT東日本・西日本において	
報告書(以下、報告書)において、2021 年 5 月 28 日	る回線の接続メニューへの移行について	は、接続事業者・関係団体との協	
にNTT 東・西から総務省への報告内容として「卸役務	は、事業者様の費用負担が必要最低限と	議を進め、その意見・要望を十分	
から接続に移行する際の費用については、新規に接	なるように当社において検討を進めている	に考慮しながら、現在卸役務で利	
続に申し込んだ場合と同程度の負担又は最小限の移	ところですが、特定光信号端末回線の受	用されている回線の接続メニュー	無
行費用で移行可能とする」という記載があり、加えて、	益者がその回線の移行を要望された事業	への移行に関して、接続事業者	////
報告書への意見に対する考え方 24 にて総務省から	者様に限られることから、発生する費用に	の費用負担及び運用上の負担を	
「現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへ	ついては受益者となる当該事業者様にご	可能な限り低減できるよう、検討を	
の移行に関して、卸役務で利用している回線IDを継	負担いただきたいと考えています。	進めることが適当と考えます。	
続利用できるようにするなど、接続事業者の負担を可			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
能な限り低減できるよう、手続及び運用方法等につい	○ なお、移行に伴い当社の回線管理に係	○ また、費用負担の額について	
ての検討を進めることが適当」と記載がある通り、弊社	るシステムへの登録のために必要となる費	も、可及的速やかに接続事業者	
としても可能な限り移行費用の最小化および接続事	用の概算額については、登録の対象とな	に提示できるよう、検討・対応を進	
業者に係る手続き及び運用方法の負担低減となるこ	る回線数によって変わることから、移行対	めることが適当と考えます。	
とを希望いたします。	象回線を受付開始し、回線数を当社が把	○ 総務省においては引き続き、接	
○ また、事業者側で移行に係る費用負担が発生する	握次第、速やかに検討のうえ事業者様へ	続約款の認可プロセス等を通じ	
場合、予見性を高める観点から、NTT 東・西において	ご提示する考えです。	て、これらのNTT東日本・西日本	
は、新たな接続メニューへの移行の受付開始前、可	(NTT東日本·西日本)	における対応等を確認するととも	
能な限り早期に接続事業者への移行費用の概算額を		に、追加的なルール等の整備や	
提示することを希望いたします。		対応について、必要に応じ、検討	
(KDDI株式会社)		していくことが適当と考えます。	
□ フレキシブルファイバの卸から接続への移行に係る			
費用については、接続事業者への過度な負担となら			
ないよう、必要最小限の費用での移行を実現すべきと			
考えます。また、移行に係る各接続事業者の費用負			
担額について、可及的速やかに接続事業者へ提示			
すべきと考えます。			
(ソフトバンク株式会社)			
意見8	再意見8	考え方8	
● 特定光信号端末回線に係る接続メニューの追加に賛	■ 特定光信号端末回線に係る提供条件、		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
同。	料金については、接続約款で定めることと		
● 接続メニュー追加後においては、特定の事業者が特	しており、当該条件により全ての事業者に		
別に優遇された取引条件で提供を受けていないか、総	等しく提供することから、特定の事業者が		
務省において取引条件の確認・検証が行われることを	特別に優遇された取引条件で提供を受け		
希望。	ることはない。		
	■ また、2020年1月に総務省に報告したと		
	おり、卸役務で提供しているフレキシブル		
	ファイバについても、特定の事業者を特別		
	に優遇することなく、各事業者に対して同		
	様の契約内容にて提供している。		
	■ フレキシブルファイバの提供状況につい		
	ては、今後も必要に応じて自主的に総務		
	省に報告していく考え。		
	●賛同意見(一者)		
○ これまで、東日本電信電話株式会社及び西日本電	○ 特定光信号端末回線に係る提供条件、	○ NTT東日本・西日本において	
信電話株式会社(以下、「NTT 東・西」という。)は、既	料金については、接続約款で定めることと	は、特定光信号端末回線や、卸	
設設備が存在しない場所において個別に光ファイバ	しており、当該条件により全ての事業者様	役務で提供しているフレキシブル	
設備を設置した場合は、卸電気通信役務としてフレキ	に等しく提供することから、特定の事業者	ファイバに係る取引条件の公平性	無
シブルファイバを提供していましたが、今般の接続約	様が特別に優遇された取引条件で提供を	を担保することが適当と考えま	
款の変更認可申請においてビル屋上向けに加えて、	受けることはありません。	す。	
ルーラルエリアに設置されるフレキシブルファイバに	○ また、2020年1月に総務省殿に契約書等		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
ついて「特定光信号端末回線」として接続メニューを	について報告している通り、卸役務で提供	○ 総務省においては、今後の接続	
追加し、接続事業者に対して敷設済みのフレキシブ	しているフレキシブルファイバについても、	約款の認可プロセスや、NTT東	
ルファイバについても特定光信号端末回線への移行	特定の事業者様を特別に優遇することな	日本・西日本からの報告等を通じ	
が可能となりました。これにより、接続事業者は、特定	く、各事業者様に対して同様の契約内容	て、これらのNTT東日本・西日本	
光信号端末回線を、NTT 東・西の局舎を始点とし、終	にて提供しております。	における対応を確認するとともに、	
点の接続事業者設備までの区間について一気通貫	○ なお、フレキシブルファイバの提供状況	追加的なルール等の整備や対応	
で利用できる利便性が維持されること、接続約款に規	について、今後も必要に応じて自主的に	について、必要に応じ、検討して	
定されることで提供料金及び提供条件等の透明性・	総務省殿に報告していく考えです。	いくことが適当と考えます。	
公平性・適正性が確保されることから、特定光信号端	(NTT東日本·西日本)		
末回線の接続メニュー追加について賛同します。			
○ ただし、接続メニュー追加後においては接続と卸が	○ KDDI殿の意見に賛同します。		
併存することになるため、より公平性を高める観点か	○ 特定光信号端末回線の接続メニューの		
ら、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提	追加は提供条件の公平性・ 透明性確保		
供を受けていないかどうか、引き続き総務省において	に資するものですが、卸役務の場合はそ		
取引条件の確認・検証が行われることを希望します。	の提供条件が公表されないことから、一部		
(KDDI株式会社)	の事業者に対して有利な条件が設定され		
	るおそれがあります。事業者間の公平性を		
	より確実にするためにも、総務省殿におい		
	ては、特定の事業者が特別に優遇された		
	取引条件で提供を受けていないかどうか、		
	確認・検証の実施が必要と考えます。 ま		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	た、実施された確認・検証に関しては、透		
	明性確保の観点から、確認のプロセスや		
	検証結果を可能な限り開示することを希望		
	します。		
	(ソフトバンク株式会社)		
意見9	再意見9	考え方9	
● 加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に、ルーラ	■ 加入ダークファイバの提供エリア拡大等		
ルエリアにおける特定光信号端末回線の構築におい	において、引き続き効率的に設備投資を		
て新設された電柱等の基盤設備の存在を考慮しない	行っていく考え。		
場合、伝送ルートの二重化といった不経済かつ非効	■ 特定光信号端末回線で構築した基盤設		
率な運用が想定される。	備の利活用についても、必要に応じて検		
● NTT 東日本・西日本においては、加入ダークファイ	討を進めていく考え。		
バのエリア拡大の設計等において、当該基盤設備を	● 賛同意見(一者)		
積極的に活用することを検討すべき。			
○ 特定光信号端末回線は接続事業者の要望により構	○ 当社は、加入ダークファイバの提供エリ	○ 本約款変更案の内容に対する	
築されるものですが、特にルーラルエリアでの構築に	ア拡大等において、引き続き効率的に設	直接の御意見ではないものの、N	
おいては電柱等の基盤設備を新規構築する場合が	備投資を行っていく考えです。	TT東日本・西日本においては、	
あります。物理的には、加入ダークファイバ提供エリア	○ 今後、加入ダークファイバの提供エリア	接続事業者からの要望も踏まえ	無
の拡大時に当該基盤設備を利用可能である理解で	拡大に際し、特定光信号端末回線で構築	つつ、より効率的な設備の利用が	
すが、一方で、加入ダークファイバ提供エリアの拡大	した基盤設備の利活用についても、必要	可能となるスキームの実現可能性	
時に当該基盤設備を考慮しない場合、ある地点への	に応じて検討を進めていく考えです。		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
伝送ルートが加入ダークファイバ・特定光信号端末回	(NTT東日本·西日本)	について、必要に応じて検討を進	
線で二重化されるケースも考えられ、例えば電柱が複		めることが適当と考えます。	
数並び立つような状況も想定されます。	○ 左記の意見の通り、今後加入ダークファ	○ 総務省においては引き続き、接	
○ このような不経済かつ非効率な運用を避けるために	イバ提供エリアの拡大時に特定光信号端	続約款の認可プロセス等を通じ	
も、NTT 東西殿においては、加入ダークファイバのエ	末回線に係る基盤設備を利用できる場合	て、これらのNTT東日本・西日本	
リア拡大の設計等において、特定光信号端末回線で	においては、設備収容・設備運用等の効	における対応等を確認するととも	
構築した基盤設備を積極的に活用することを検討す	率性による観点から、当該基盤設備の積	に、追加的なルール等の整備や	
べきと考えます。	極的利用について、検討することが適当	対応について、必要に応じ、検討	
(ソフトバンク株式会社)	であると考えます。	していくことが適当と考えます。	
	(KDDI株式会社)		
意見 10	再意見10	考え方10	
● 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端	■ 特定光信号端末回線は占有設備である		
末回線の構築後、当該回線の引き込み先が加入ダ	ため、当該設備から加入ダークファイバへ		
ークファイバの提供エリアとなる場合に、当該特定光	の切り替えを希望する場合、当該設備の		
信号端末回線の廃止及び加入ダークファイバの新設	利用を中止し、接続約款の規定に基づ		
を行うと、回線の撤去など、設備・時間・人員・費用面	き、利用中止費を請求し、設備を撤去する		
で本来不要なコストが生じることから、加入ダークファ	考え。		
イバへの切り替えについては、通信業界全体のコスト	■ 事業者の要望芯線数に基づき選定した		
削減のために、より経済的かつ簡易なスキームを検	光ケーブルを用いることから、加入ダーク		
討すべき。	ファイバの提供エリアにおける一般的な光		
	ケーブルと比べ少芯であり利活用は難し		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	いと想定されるが、効率的な設備構築に		
	寄与するのであれば利活用について今後		
	検討していく考え。		
	● 賛同意見(一者)		
	● 通信業界全体のコスト削減のために、特		
	定光信号端末回線の加入ダークファイバ		
	への切り替えを、経済的かつ簡易な切り		
	替えスキームを検討することは一定の理		
	解ができる。		
	● 他方で接続事業者のニーズに基づいて		
	構築した設備を早々に加入ダークファイ		
	バに切り替える場合、構築したコストが未		
	回収となるおそれがあるため、設備設置		
	事業者の投資コストの回収が困難となら		
	ないよう留意して切り替えスキームを検討		
	することが重要。		
○ 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端	○ 特定光信号端末回線は、事業者様要望	○ 本約款変更案の内容に対する	
末回線の構築後、当該回線の引き込み先が事後的	に基づき構築し、事業者様が専有的にご	直接の御意見ではないものの、N	
に加入ダークファイバ提供エリアとなる場合がありま	利用いただく設備であることから、特定光	TT東日本・西日本においては、	無
す。この場合、接続料がより廉価な加入ダークファイ	信号端末回線を構築後、当該設備の設置	接続事業者からの要望も踏まえ	
バの利用ニーズが生じますが、特定光信号端末回線	場所が事後的に加入ダークファイバの提	つつ、より効率的な設備の利用が	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
を加入ダークファイバに切り替えるには、第38回接続	供エリアとなり、事業者様が加入ダークフ	可能となるスキームの実現可能性	
料の算定等に関する研究会(2020年11月24日)にお	ァイバの利用を希望されるときには、専有	について、必要に応じて検討を進	
いて、弊社がフレキシブルファイバに関して発表した	設備である特定光信号端末回線の利用を	めることが適当と考えます。	
内容と同様に、特定光信号端末回線であっても、既	中止いただき、当社は接続約款の規定に	○ 総務省においては引き続き、接	
存の特定光信号端末回線を物理的に撤去したうえ	基づき、利用中止費を請求し、撤去する考	続約款の認可プロセス等を通じ	
で、新たに加入ダークファイバを引き込む必要があり	えです。	て、これらのNTT東日本・西日本	
ます。	○ なお、事業者様要望に基づき構築した	における対応等を確認するととも	
○ このような運用は、同一設置場所に対して回線を廃	設備については、事業者様の要望芯線数	に、追加的なルール等の整備や	
止・新設することにより、設備・時間・人員・費用面で本	に基づき選定した光ケーブルを用いること	対応について、必要に応じ、検討	
来不要なコストを生じさせることから、通信業界全体の	から、加入ダークファイバの提供エリアに	していくことが適当と考えます。	
コスト削減のためには、特定光信号端末回線から加	おける一般的な光ケーブルと比べ少芯で		
入ダークファイバへの切り替えをより経済的かつより簡	あり利活用は難しいと想定されるものの、		
易に実現するスキームを検討すべきと考えます。	当社としては効率的な設備構築に寄与す		
(ソフトバンク株式会社)	るのであれば利活用について今後検討し		
	ていく考えです。		
	(NTT東日本·西日本)		
	○ 左記の意見の通り、今後事後的に加入		
	ダークファイバエリア内となる場合におい		
	ては、設備収容・設備運用等の効率性に		
	よる観点から、加入ダークファイバへの簡		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	便かつ経済合理的である切替方法等につ		
	いて、検討することが適当であると考えま		
	す。		
	(KDDI株式会社)		
	○ 事後的に加入ダークファイバ提供エリア		
	内となった特定光信号端末回線の加入ダ		
	ークファイバへの切り替えについて、通信		
	業界全体のコスト削減のために、経済的か		
	つ簡易な切り替えスキームを検討すること		
	は一定の理解ができるところです。		
	○ 他方で接続事業者のニーズに基づいて		
	構築した特定光信号端末回線の設備を		
	早々に加入ダークファイバに切り替える場		
	合、構築したコストが未回収となるおそれ		
	が考えられます。この点、設備設置事業者		
	の投資コストの回収が困難とならないよう		
	留意して切り替えスキームを検討すること		
	が重要であると考えます。		
	(株式会社 オプテージ)		
意見 11	再意見11	考え方11	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
● 人口が少ない地域に敷設される光ファイバの多くを	■ 特定光信号端末回線に係る提供条件等		
フレキシブルファイバとする場合、都市部と過疎地で	の情報については接続約款で定め、今後		
光ファイバの利用料金に大きな差が生じることから、	も当該約款の変更認可申請を通じて、開		
NTT東西の光提供エリアの拡大のインセンティブが	示していく考え。		
減退する可能性があることに加え、フレキシブルファ	■ 卸電気通信役務の提供条件の明確化を		
イバのみで日本全国に光回線を提供することには無	図るため、事業者向けホームページにお		
理がある。これは地方の振興に悪影響をもたらすた	いて、契約書の雛型や納期・概算額の標		
め、光ファイバについてもユニバーサルサービス化を	準的な回答期間を明確化する考え。		
目指すことが望ましい。	■ フレキシブルファイバの提供状況につい		
● フレキシブルファイバについては、回線数、類型ご	て、これまでとおり、必要に応じて自主的		
との回線数その他基本情報が公になっていないため	に総務省に報告していく考え。		
実態が把握できない。今後、光ファイバ整備の在り方	■ 今後も市場環境等を勘案の上、光提供		
を検討するために必要な情報を研究会や接続約款	エリアの拡大について継続的に検討して		
の変更認可申請等の場で公にしていくことを要望。	いく考え。		
● フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料	● フレキシブルファイバの接続化の議論と		
金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討	光ファイバ整備やユニバーサルサービス		
することが必要。	の議論とは、その目的や趣旨が異なるこ		
	とから、分けて議論・検討するべき。		
	● 都市部と地方の料金格差の固定化を防		
	ぐためにも、NTT東西は、以下の検討を		
	すべき。		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	・ 加入ダークファイバエリアの拡大時等		
	における、特定光信号端末回線の空き		
	芯線や基盤設備の積極的利用		
	・ 加入ダークファイバ提供エリア外で構		
	築した特定光信号端末回線の引き込み		
	先が、事後的に光提供エリアとなり、事		
	後的に特定光信号端末回線を加入ダ		
	ークファイバに切り替える場合の、設		
	備・時間・人員・費用面で経済的かつよ		
	り簡易に実現するスキーム		
○ 光ファイバが地方における国民生活の重要なイン	○ 特定光信号端末回線に係る提供条件等	○ 御意見の光提供エリアに関する	
フラであることは全国どこでも変わりません。人口が	の情報については、接続約款で定めること	御懸念については、フレキシブル	
少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフ	としており、今後も接続約款の変更認可申	ファイバに係る接続メニューが提	
レキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎	請を通じて、開示していく考えです。	供可能になったことで必ず生じる	
地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることに	○ また、卸電気通信役務の提供条件の明	といった性質ではないものの、懸	
なります。また、フレキシブルファイバにより光ファイ	確化を図る観点から、2020年11月に開催	念されるような状況が生じているこ	無
バが敷設された地域では、NTT 東西にとって本来	された第38回接続料研究会において表明	とがあれば、総務省において、必	
の光エリアの拡大のインセンティブが減退する可能	したとおり、事業者向けホームページにお	要な対応について検討することが	
性があります。また、そもそもフレキシブルファイバ	いて、契約書の雛型や納期・概算額の標	適当と考えます。	
のみで日本全国をカバーするには無理がありま	準的な回答期間を明確化する考えです。	〇 光ファイバについてもユニバー	
す。	○ 上記に加え、当社としてはフレキシブル	サルサービスを目指していくことが	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
○ これは地方の振興にとって悪影響になることか	ファイバの提供状況について、これまでと	望ましいとの御意見については、	
ら、本来的には光ファイバについてもユニバーサル	おり、必要に応じて自主的に総務省殿に	本約款変更案とは趣旨が異なりま	
サービスを目指していくことが望ましいと考えます。	報告していく考えです。	すが、現在「ブロードバンド基盤の	
その上、現在フレキシブルファイバについては、回	○ なお、当社としては、今後も市場環境等	在り方に関する研究会」において	
線数、類型ごとの回線数(エンドユーザ宅提供、携	を勘案の上、光提供エリアの拡大につい	議論されているものと承知しており	
帯電話基地局向けなど)、その他基本的な情報が	て継続的に検討していく考えです。	ます。	
公になっていないため実態が把握できません。今	(NTT東日本·西日本)	○ また、特定光信号端末回線に係	
後、光ファイバ整備の在り方を検討するために必要		る提供条件等の情報や、卸として	
な情報を研究会や約款申請などの場で公にしてい	○ 今般のフレキシブルファイバの接続化は	提供されるフレキシブルファイバ	
くよう要望します。	MNOのニーズに基づいた5G展開等の促	の提供状況についても、引き続	
○ いずれにしても、フレキシブルファイバの制度化	進を目的とする専用設備に対する接続制	き、総務省において、今後の接続	
が都市部と地方の料金格差の固定化につながらな	度と理解しております。他方FTTHのため	約款の認可プロセスや、NTT東日	
いよう、引き続き検討することが必要です。	の光ファイバ整備や現在ブロードバンド基	本・西日本からの報告等を通じて	
(一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協	盤の在り方に関する研究会で検討されて	確認するとともに、追加的なルー	
숲)	いる有線ブロードバンドのユニバーサルサ	ル等の整備や対応について、必	
	ービス化とはその目的や趣旨が違うため、	要に応じ、検討していくことが適当	
	フレキシブルファイバの接続化の議論と光	と考えます。	
	ファイバ整備やユニバーサルサービスの	○ なお、再意見のあった、特定光	
	議論とは分けて議論・検討するべきと考え	信号端末回線や基盤設備の利活	
	ます。	用についての考え方は、考え方9	
	(株式会社 オプテージ)		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
		及び10において示しているとおり	
	○ 都市部と地方の料金格差の固定化を防	です。	
	ぐためにも、NTT東西殿においては、例え		
	ば以下のような検討を実施すべきと考えま		
	す。		
	① 加入ダークファイバエリアの拡大時等		
	における、特定光信号端末回線の空き		
	芯線や特定光信号端末回線で構築し		
	た基盤設備の積極的利用		
	② 加入ダークファイバ提供エリア外での		
	特定光信号端末回線の構築後、当該		
	回線の引き込み先が事後的に加入ダ		
	ークファイバ提供エリアとなり、事後的に		
	特定光信号端末回線を加入ダークファ		
	イバに切り替える場合に、設備・時間・		
	人員・費用面で本来不要なコストを回避		
	することで通信業界全体のコストを削減		
	し、切り替えをより経済的かつより簡易		
	に実現するスキーム		
	(ソフトバンク株式会社)		
意見 12	再意見12	考え方12	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
▲ 本約款変更の実施期日について、認可後「速やか			
に実施」とされている点について、このような曖昧な			
表現を認めるべきではない。			
○ 新旧対照表等(NTT東日本)		○ 表記の修正までは不要と考えま	
新旧対照表等(NTT西日本)		すが、NTT東日本・西日本にお	
1ページ目		いては、御意見を踏まえ、認可が	
「実施期日 認可を受けた後、速やかに実施しま		あった際には、改正後の接続約	
す。」		款を迅速に施行することが適当と	無
		考えます。	////
この曖昧な表現は認めるべきではない。			
「迅速」でもなく「至急」でもなく「速やか」を使った			
理由を説明してもらってほしい。			
(個人A)			
意見 13	再意見13	考え方13	
▲ 接続申込者については、不適切な事業者が接続し			
ないように、電気通信事業法第9条の登録電気通信			
事業者といった限定をすべき。			
▲ 現場の状況が全てわかるわけではないので、ネット			
ワークカメラ等を用いて立ち会うことはあまり望ましく			
ない。			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
○ 以下、意見を行う。		○ 接続約款における「接続申込	
>第3章 協定の締結手続き等		者」とは、第3条「用語の定義」に	
>第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み		おいて、NTT東日本・西日本の	
>第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関す		「指定電気通信設備との接続の申	
る手続き		込みを行う電気通信事業者」とさ	
国民としては、接続申込者、事業者について、電気		れているところ、この「電気通信事	
通信事業法第9条の登録電気通信事業者、というよう		業者」については、同条において	
な限定が無いのが気になるのであるが、不適切な事		「電気通信事業法第9条の登録を	
業者が入らないようにするため、入ってこないようにす		受けた者」又は「同法第16条第1	
るために、その様な限定は、一応行っておくべき、ある		項の届出を行った者」に限定され	
べきものと思われるので、事業者についてその様な限		ているものと承知しています。	無
定の記述を追加するようにしていただきたいと考える。		○ また、接続約款第22条に規定さ	
(一応述べておくと、相手を登録電気通信事業者と限		れている事由に該当する事業者	
定しない場合、一般的な建物においての光ファイバ		からの接続申込みについては、N	
通信の設備の安全性について、各所で多くの問題が		TT東日本・西日本はそれを拒否	
発生してくるため(この協定の記述の存在を根拠に、		することができるものと承知してい	
不適切な事態について肯定しようとしてきたり、問題		ます。	
事態の誤魔化しに用いてこようとしたりする者達がいる		○ ネットワークカメラ等を用いた立	
であろう(におわされるだけで問題事態の調査をしよう		会いに関する御意見については、	
とする者は各所に聞き取りを行わなければならなくな		NTT東日本・西日本において、	
ったりするのであるが(そして機密を理由に質問への			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
回答を断られたりする。)、その様な時間稼ぎが行える		適切な運用が行われるよう、対応	
だけでも望ましくない者達には利益であったりするも		することが適当と考えます。	
のである。)。組織的犯罪者等との通謀もするような不		○ そのほかの御意見については、	
良の様な望ましくない建物管理者や入居者、各種事		必ずしも趣旨が明確ではありませ	
業者等というのはいまだに存在するものである。)、そ		んが、今後の情報通信政策の参	
の様な限定の記述があるべきと考える。)		考とすることが適当と考えます。	
○ なお、もし設備の共用が存在する事になるのであれ			
ば、その場合は、誰からの照会であっても(又は利害			
関係者(単なる入居者・建物利用者を含む。場合によ			
るのではあるが、これらも利害関係者であるはずであ			
る。)からの照会に対し)、その事についての回答を行			
うようにしていただきたい。(そのようにする事で、国の			
電気通信における公正性・安全性がより守られる事に			
なると考える。)			
○ >第 10 章 料金等			
>第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内			
に設置する場合の取扱い			
ネットワークカメラ等を用いて立ち会う事については			
あまり望ましくないと考えるのであるが(視界外で問題			
ある作業をしていたり、あるいはカメラからでは分かり			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
にくい所で問題ある事をしていたりする可能性がある			
ので(カメラで撮影している場所が別の場所だったり			
するかもしれない。)。現場で立ち会えば、より現場状			
況についてよく分かり、また問題ある動きもしにくいは			
ずであるが、ネットワークカメラなどではどうしても確認			
が疎かになりがちであると思われる。)、指定あるいは			
一時的貸与のネットワークカメラを用い、またその機器			
一式において GPS 及び無線通信(使用するかどうか			
はともかく、現場の状況確認に用いれるものではある			
はずである。)について有効であるようなものであるの			
であれば、多少の望ましさが加わるのではないかと思			
われる。			
○ ただし、基本としては、立会者による現地での立会			
いが行われるようにされたい(なお、ここで立会者が胸			
ポケット等にカメラを装備していると良いと考える。)。			
国民としては、その方が安全であると考えるし、立会			
者の立会いを行うのに必要となる様な費用の負担は、			
申し込みを行うような事業者には十分負担可能なは			
ずであると考える。			
意見は以上である。			
(個人B)			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見 14	再意見14	考え方14	
▲ 民間企業であるため、できる限り政府の力を借りず			
に手続きを実施するべき。			
○ 民間企業であるため、できる限り政府の力を借りず		○ 必ずしも御意見の趣旨が明確で	
に手続きを実施するべきであると思う。		はありませんが、電気通信事業法	
(個人C)		第33条第1項の規定により、第一	
		種指定電気通信設備を設置する	
		電気通信事業者であるNTT東日	無
		本・西日本は、接続約款を変更し	
		ようとするときは、総務大臣の認可	
		を受けなければならないこととされ	
		ているものと承知しています。	
意見 15	再意見15	考え方15	
	▲ 卸方式から接続方式に変わることで、消		
	費者の負担減にもつながるのであれば賛		
	成。		
	○ 卸方式から接続方式に変わることで、消	○ 賛同の御意見として承ります。	
	費者の負担減にもつながるのなら、賛成で		Δπr.
	す。		無
	(個人D)		

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可申請に関する説明 (加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)

令和3年11月

接続約款の変更認可の申請日等

<u>1. 申請者</u>

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

令和3年9月16日(木)

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施

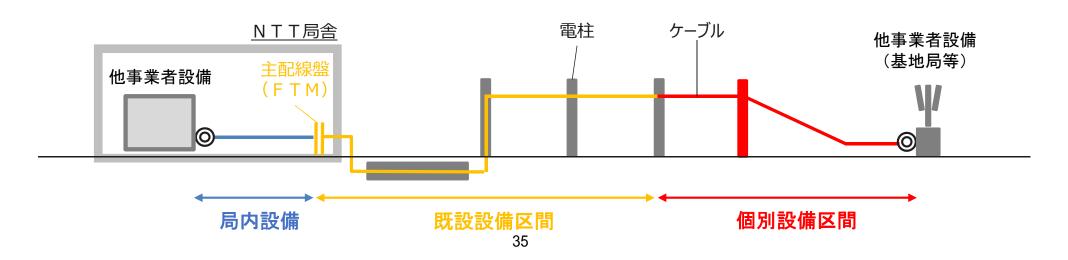
4. 主旨

加入光ファイバ(特定光信号端末回線)に係る接続メニューの追加等

今回の申請(特定光信号端末回線に係る接続メニューの追加等)に至る経緯

- NTT東日本・西日本では、これまでフレキシブルファイバという名称で、携帯電話事業者等に対し、既設設備が存在しない場所において、個別に光ファイバ設備を設置し、既設設備区間の光ファイバ設備と組み合わせて提供する卸電気通信役務を提供してきた。
 - ※ ① NTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等、NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものと、② NTT東日本・西日本の光エリア外(ルーラルエリア)において新たに設備を構築して役務提供するものの2つに大別される。
- しかし、令和3年2月24日開催の「接続料の算定等に関する研究会」(以下「接続料研究会」という。)において、卸電気通信役務ではなく、接続による提供を求める事業者の要望等を踏まえ、接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うことを求める方針が示されたところ。
- この方針を踏まえ、NTT東日本・西日本から、まずビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年5月24日に接続約款の変更認可申請が行われ、7月30日に認可された。
- 今般、さらに<u>ルーラルエリアに新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューを追加するとともに、事業者間での</u> 共用に係る手続及び卸から接続への移行に係る料金や手続を整備するために接続約款の変更認可申請が行われたもの。

■フレキシブルファイバの概要図



(参考)接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書(抜粋)①

第2章 フレキシブルファイバに求められる対応

2. 接続で取り扱う範囲の明確化

(3)考え方

2021年5月28日にNTT東日本・西日本から、事業者間で協議を行った上で、実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期等について総務省に対して以下の(1)から(5)までのとおり報告があり、本研究会においてこれについて議論を行った。

(1)ビル屋上等のフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設(略)

(2)ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設

- ・ 各事業者とさらなる協議を行った上で、<u>2021年度の第2四半期(7月~9月)に接続約款の変更認可申請を予定((2)~(4)を同</u> 時に申請)している。
- ・接続拒否事由に該当するか否かについて、卸役務で提供不可の設置場所については、接続でも同様に提供が困難であり、接続 <u>拒否事由として「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」を接続</u> <u>約款に規定</u>する。
- ・ルーラルエリアに設置する場合の保守・故障修理作業の実態を調査し、NTT東日本・西日本の光エリア内と差分がある場合には接続料金に反映する。

※下線は事務局において付したもの。

(参考)接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書(抜粋)②

(3)卸役務から接続への移行

- ・ 2021年度の第2四半期(7月~9月)に接続約款の変更認可申請を予定している。
- 加入光ファイバとの一体的な申込みのため受付体制・システムを準備している。
- ・ 必要最小限の費用で卸役務から接続に移行できるよう、**移行を希望する回線の申込みを一定期間内に受け付け、一括で移行す** <u>る想定</u>である。
- ・ 卸役務で提供されるビル屋上等のフレキシブルファイバ(2021年4月1日より前に申込みがあったもの)及びルーラルエリアのフレキシブルファイバについて、接続への移行の申込みが遅滞なく行われた場合には、2021年6月1日から接続に移行するまでの間の卸料金と接続料相当の料金額の差額を遡及精算する。
- ・<u>卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担(ビル屋上等は2021年4月1日以降に申込みのあった回線、ルーラルエリアは2021年6月1日以降に申込みのあった回線)又は最小限の移行費用(前述の申込み日より前に申込みのあった回線)で移行可能とする。</u>

(4)接続における複数事業者の設備共用

- ・ <u>2021年度の第2四半期(7月~9月)に接続約款の変更認可申請を予定</u>している。
- ・接続メニューでは、より事業者間での共用を促進するため、全ての事業者間で共用可能にすることを前提に、事業者間で協議を進め、7月中を目途に認識を合わせていく。
- ・ 協議では、<u>新規に設置する回線の共用ルールから検討</u>することを提案しており、今後<u>具体的な運用フローや費用按分方法等に</u> <u>ついて速やかに協議を実施</u>する。
- (5)加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続

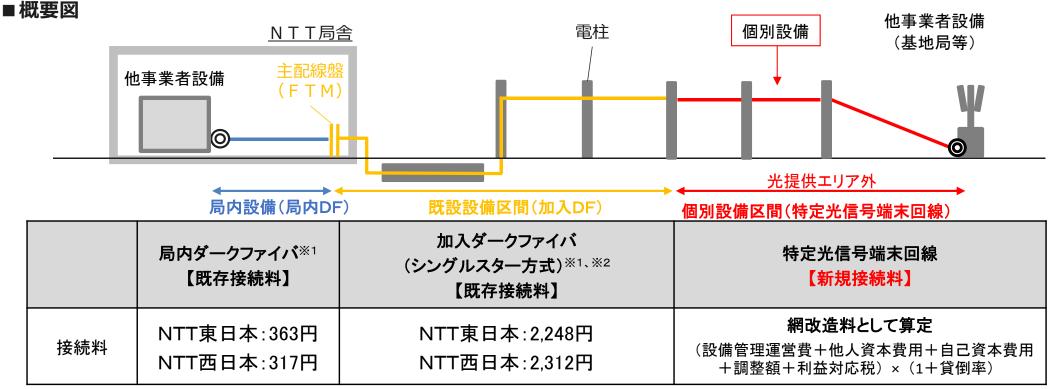
(略)

<u>総務省においては</u>、これらの<u>NTT東日本・西日本から報告があった内容に関する対応状況を、接続約款の認可プロセス等を通じて</u> 確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当である。

- 1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
- 2. 事業者間の共用に係る手続等
- 3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
- 4. その他の約款変更事項

特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料の概要

- 今般申請のあった新たな接続メニューは、令和3年7月30日認可済の「光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)」とは異なり、光提供エリア外の場所(ルーラルエリア)に接続事業者の要望に基づき新たに個別設備区間の光ファイバ設備を設置して接続するもの(特定光信号端末回線)であり、個別設備区間と、既設設備区間(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の局内設備(局内ダークファイバ)を組み合わせて提供されるもの(局内設備については、接続事業者自らの設備を利用することも可能。)。
- ビル屋上と同様、**局内設備、既設設備区間については既存の接続料**(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ) **を適用し、個別設備区間については**、接続事業者による個別の費用負担として、**網改造料の算定式により算定**(共用のルールは後述。)。
 - ※ 卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「**局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定**されている(「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている。)。
- 個別設備区間の網改造料の**算定に用いる比率は、ルーラルエリアもビル屋上と同様。**



- ※1 令和3年6月2日に認可された令和3年度適用接続料を記載。
- ※2 タイプ2(保守対応時間が限定されていないもの)の料金。また、施設設置負**29**加算料(NTT東日本:161円、NTT西日本:143円)、回線管理運営費(NTT東日本:35円、NTT西日本:55円)を含む。

特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に関するその他の料金等

- 特定光信号端末回線の接続に関するその他の料金については、下表のとおりで、**認可済のビル屋上と同様**。
- 特定光信号端末回線管理機能については、接続の申込みの受付を行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能 (接続専用線)の回線管理運営費単金を準用して設定。実績を把握し次第、実績料金で遡及精算を実施予定。
- なお、接続拒否事由については、「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」や「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」に該当する可能性はビル屋上に比べて高くなるものの、既に接続約款に規定されている接続拒否事由に新たな類型を追加するものではないことから、接続拒否事由に関する接続約款の規定の追加・変更は行わない。

項目	概要	料金
① 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	N T T東日本:339円 N T T西日本:558円
② 既設基盤設備の利用料	既設の管路・電柱を利用する場合の負担額	既存の管路・電柱を利用する場合の 負担額を準用
③ 撤去に係る負担額	特定光信号端末回線の撤去に係る負担額	網改造料における利用中止費を適用
④ 特定光信号端末回線に係る情報調査費	概算提供可能時期・概算料金に係る調査実費	作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)

(参考)フレキシブルファイバのルーラルエリアに係る卸料金と今回の申請接続料の比較

赤枠内は委員限り

- NTT東日本・西日本から、これまでの卸電気通信役務によるフレキシブルファイバの提供実績を踏まえ、仮に光ファイバを 1芯、既存の電柱を1本利用し、創設費120万円として、ルーラルエリアのフレキシブルファイバを利用する場合の**卸料金と特定** 光信号端末回線の接続料等の料金を比較した場合の試算が示された。
- これによれば、NTT東日本・西日本ともに、ルーラルエリアにフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、本申 請の料金の方が3割程度低廉になる見込み。

	1	NTT東日本	Σ.
	卸料金	接続料	差分
計(①+②+③) (円/月)		15,678	
①既設設備区間		2,611	
局内区間		363	
加入区間		2,248	
②個別設備区間		12,728	
設備管理運営費		12,600	
保守費相当 (④×⑤)※1		2,600	
減価償却費相当※2		10,000	
幸長酉州		64	
基盤設備利用料		64	
③フレキシブルファイバ回線管理運営費		339	

	NTT西日本	Z
卸料金	接続料	差分
	15,836	
	2,629	
	317	
	2,312	
	12,649	
	12,500	
	2,500	
	10,000	
	89	
	60	
	558	

(参老)

④創設費 (円)※3	1,200,000
⑤年経費比率	2.6%

1,200,000	
2.5%	

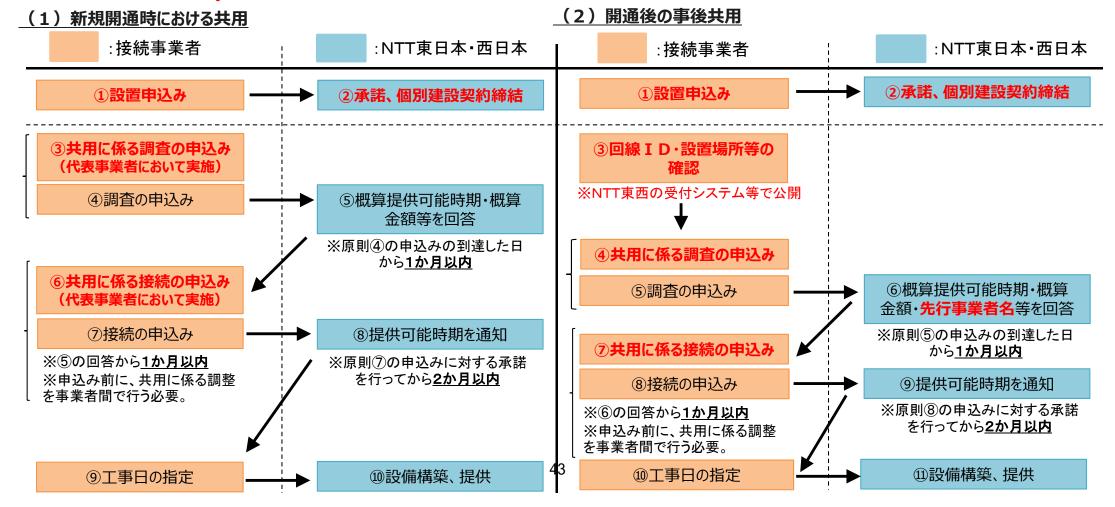
- ※1 卸料金には個別設備区間に係る共通費用・追加費用を含む。
- ※2 卸料金は創設費を一括負担しているものを、減価償却費相当見合い(法定耐用年数10年)として算定。
- ※3 モデルケースとして試算したものであり、実際は案件ごとに利用芯線数や個別設備区間の創設費等が異なる。なお、ルーラルエリアのサンプルデータ(2020年8月~10月の全件)の平均創設費は約120万円であり、また既存電柱の利用本数、芯線数とも今回の試算と近似した値となっている旨NTT東日本・西日本から説明があったもの。

- 1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
- 2. 事業者間の共用に係る手続等
- 3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
- 4. その他の約款変更事項

事業者間の共用に係る手続について

- 事業者間の共用については、**全事業者が共用可能**とし、**ケーブル内の芯線に空きがあれば**、ケーブルの分岐箇所が1か所を超えない前提で、**共用を承諾**(共用を行わない場合に比して著しく不経済となる場合等を除く。)。
- また、特定光信号端末回線の共用に係る手続を、認可済のビル屋上の手続フローをベースとしつつ、下図のフローを前提として、接続約款上の規定を追加的に整備。
- 概算金額や提供可能時期等の**回答に要する期間については**、原則はビル屋上と同様としつつも、**ルーラルエリア等へ提供するために規模の大きな工事が必要となる場合等においては、当該期間を超過することがある旨を規定**。

■接続申込み等のフロー(赤字部分が約款追記事項)



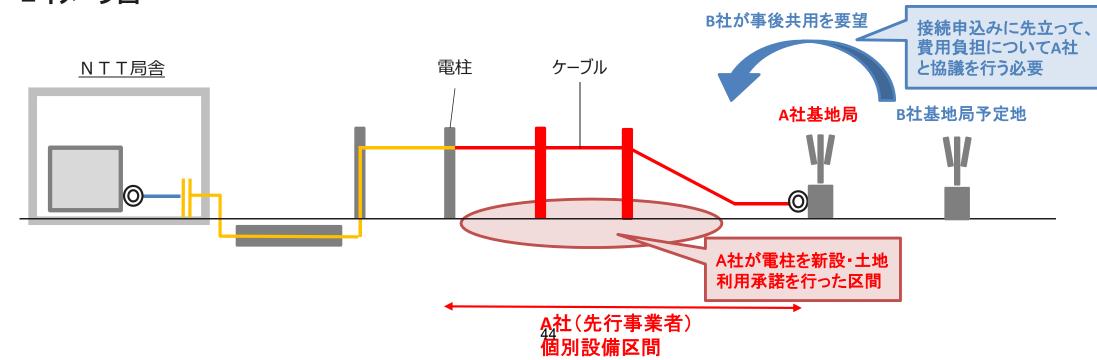
事後共用における設備の特定について

- 既設の特定光信号端末回線については、その回線を収容する光ケーブルの敷設にあたって、その回線の利用事業者(以下「先行事業者」という。)が電柱・管路の新設や、土地の利用許可申請等を行っている場合があるため、当該回線について事後共用を要望する事業者は、その費用の扱いについて先行事業者と協議を行った上で、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う必要がある。
- このため、**事後共用を要望する事業者は**、共用に係る調査の申込みに先立って、**自社が敷設を予定している設置場所の近傍 の特定光信号端末回線の有無を把握する必要**があることから、
 - ①NTT東日本・西日本の受付システム等において既設の特定光信号端末回線の「通番(回線ID)」「収容局」「設置場所住所 (町丁目)」を開示。

その後、当該事業者から調査の申込みがあった場合には、

- ②NTT東日本・西日本から、概算提供可能時期・概算金額の回答に合わせて、先行事業者名を回答。
- 当該事業者はその先行事業者と協議の上、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う。
- この手続フローを実現するため、**接続約款において、①②が守秘義務の例外**である旨を新たに規定。

■イメージ図



- 1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
- 2. 事業者間の共用に係る手続等
- 3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
- 4. その他の約款変更事項

卸から接続への移行に係る手続及び費用について

○ 卸電気通信役務(以下「<u>卸</u>」という。) <u>として既に提供されている</u>又は<u>申込済みのフレキシブルファイバについて</u>、<u>接続メニュー</u> <u>へ移行する際の手続や費用を以下のとおり規定</u>。

項目		詳細
①移行の対象となる 回線	・一つのケーブルに収容されている。	它める <u>期限</u> (現時点では2021年12月頃を予定) までに移行の希望があったもの 。 、卸として提供されている回線が全て指定されている場合(同一収容ケーブル内に、卸として提供さ 、回線が混在することを避ける目的。)。
②移行に係る費用	・ <u>原則として、移行に係る費用は</u> ・ただし、 <u>令和3年3月末までに</u>	研究会等において示した方針(本資料のスライド4を参照)に基づき、 NTT東日本・西日本において負担。 即として申し込まれた回線については、一部費用(※1)は各事業者側で負担。具体的な金額(下表算定式に基づき、今後NTT東日本・西日本が算定(現時点では2022年3月頃を予定。)。 費用について
	内容	料金
	(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用	当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、 人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額
	(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例) ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合	料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に 規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3 (年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額
③創設費や取得固 定資産価額の取扱い	・また、設備管理運営費の算出に	備については 、接続への移行後も、創設費は 支払済みとして設備管理運営費を算定 (※2)。 当たって、開通から一定期間以上を経過している等により、NTT東日本・西日本において取得固には、卸の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、事業者と協
	(※2)網改造料の算出における「設備 定資産価額」×「類似設備の設備管理	備管理運営費」について、「法定耐用経過後においても更改していない」ものとみなし、「「当該設備の取得固理運営比率」」のみで算定。

- 1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
- 2. 事業者間の共用に係る手続等
- 3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
- 4. その他の約款変更事項

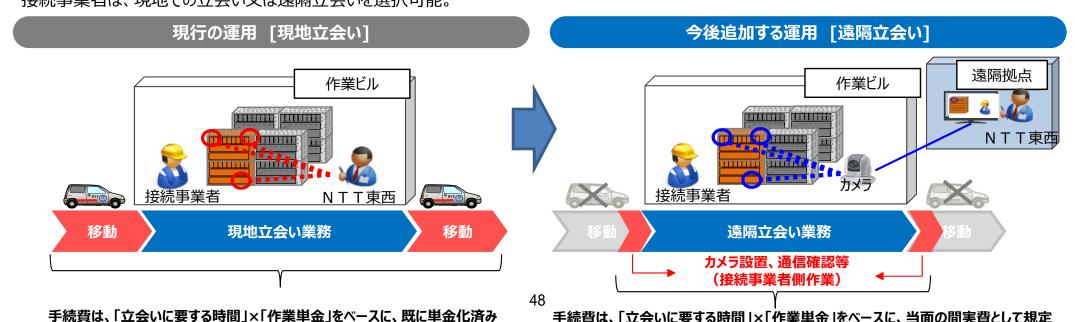
その他の約款変更事項

1. 自前工事における立会いの遠隔化について

- コロケーション設備の設置に際して、接続事業者がNTT東日本・西日本の局舎内において自前工事を行う際、誤挿入・誤抜 去等の事故を未然に防ぐ観点から、NTT東日本・西日本による立会いを必要としている。
- 現在は、NTT東日本・西日本の作業員が現地に赴いて立ち会っているところ、より柔軟にNTT東日本・西日本側の稼働を確 保可能にする観点から、2022年1月を目途に、接続事業者が希望する場合には、工事実施場所に設置したカメラを通じて遠隔 拠点から確認を行うことで、現地での立会いに代えること(以下「**遠隔立会い**」という。)**を選択できるようにする予定**であり、この ための接続約款の規定の整備を行う。
- なお、遠隔立会いを行う場合、NTT東日本・西日本側の移動時間が不要となる一方で、接続事業者側において、必要な機 材(カメラ等)の設置・遠隔拠点との通信確認に係る作業が生じるところ、接続事業者での作業習熟により作業時間が変動する ことが想定されるため、当面の間、遠隔立会いに係る手続費は実費として規定。
- 2. その他、イーサネットフレーム伝送機能及び端末回線伝送機能を用いたNTT東日本・西日本利用部門が提供するサービス について、2022年1月より400Gbpsでの伝送を開始することに伴う接続約款(料金表・技術的条件)の変更も予定。料金表では、 端末回線伝送機能について、400Gbpsでの伝送も既存(2~100Gbps)の料金を適用できるようにするための規定整備を行う。

■ 1. 遠隔立会いの概要

接続事業者は、現地での立会い又は遠隔立会いを選択可能。



(参考資料)

他事業者設備

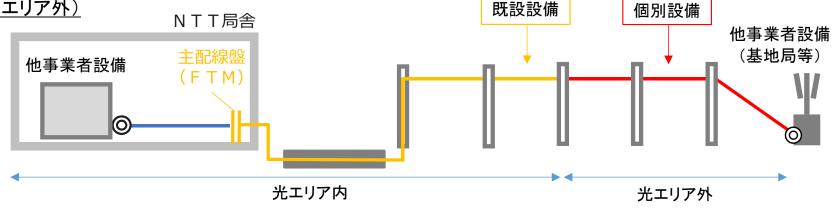
(基地局等)

(参考)フレキシブルファイバの概要

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するものとNTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものの2つに大別される。
- これらの料金体系は同じであり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

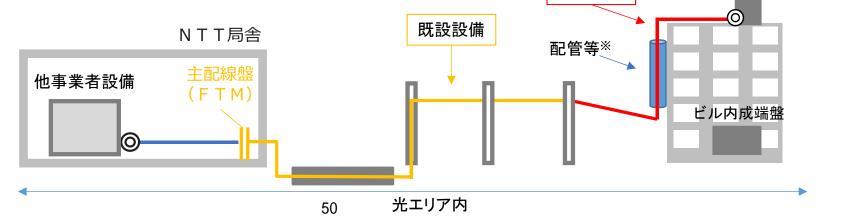
フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光 エリア外において新たに 設備を構築して役務提供 するもの。



フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

NTT東日本・西日本の光 エリア内においてNTT東 日本・西日本が指定する 成端箇所以外の箇所に 成端するもの。



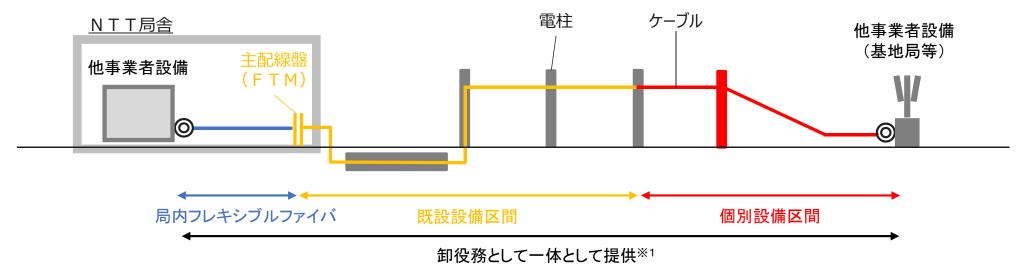
※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

個別設備

(参考)フレキシブルファイバの卸料金

- フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせて利用はされていない。

フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2019年度)	局内フレキシブルファイバ	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

- ※1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。
- ※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。
- ※3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本12,244円、NTT西日本:2,361円。
- ※4 報酬等を含む。

20

(参考)フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合の推移

赤枠内は委員限り

○ フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、 している。	

審査結果

(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種 指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及 び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」と いう。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

「「・)。)の別だに至って、久下のではり田里で		
審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	適	本件による技術的条件の変更は、端末回線 伝送機能の増速に伴い第一種指定中継交換 局に設置されるイーサネットスイッチに係 る規定を改定するものであり、本件による変 更後も技術的条件は適正かつ明確に定めら れていると認められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料 が適正かつ明確に定められていること。(審査基 準第15条(1)イ)	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、機能ごとの接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信 事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通 信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に 関する事項が適正かつ明確に定められているこ と。(審査基準第15条(1)ウ)	適	東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)(以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東日本・西日本」という。)とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信 事業者の別が適正かつ明確に定められているこ と。(審査基準第15条(1)エ)	_	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条 (1) オ)	適	【施行規則第 23 条の4第2項第1号に係る事項】 他事業者が接続の請求を行い、当該請求への回答を受ける手続及び接続協定の締結の手続等が適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第 23 条の4第2項第1号の2及び第1号の3に係る事項】 変更事項なし 【施行規則第 23 条の4第2項第2号に係る事項】 他事業者が接続に必要な装置を設置する工事又は保守を行う場合の手続について、適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第 23 条の4第2項第3号に係る事項】 変更事項なし 【施行規則第 23 条の4第2項第4号に係る事項】

		他事業者が負担すべき手続費等について、接続料規則第3章から第5章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第23条の4第2項第5号から第12
		号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))		本件申請中の料金表に定める接続料は、接 続料規則第3章から第6章までの規定に基 づいて算定された原価・利潤に照らし、公正 妥当なものと認められる。
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。 (審査基準第15条(3))	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取 扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条 (4))	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

接続約款変更認可申請書

東相制第 21-00043 号 2021 年 9 月 16 日

総務大臣 武田 良太 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社 いのうえ ふくぞう 代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日 認可を受けた後、速やかに実施します。

IΒ

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	意味
1~90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線(光信号端末回線(光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。)と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。)であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、 光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。)の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条(標準的な接続箇所)に規定された標準的な接続 箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み(第4号に定める前項第2 号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を行うこと ができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)~(4) (略

(1) ~(8) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	意 味
1~90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線(光信号端末回線(光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。)と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。)であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。)の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)~(8) (略)

(9) 特定光信号端末回線で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の特定光信号端末回線等

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条(標準的な接続箇所)に規定された標準的な接続 箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み(第4号に定める前項第2 号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を行うこと ができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)~(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置 随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出する ことを要します。

(1)~(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成した ことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第 34 条の4

1~15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線 路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合にお いて、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けて いる場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間 に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答しま す。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第 11 条(事前調査の申込み)を行っている必要はありませ

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第 9号に規定する特定光信号端末回線 随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者(特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。)は、当社の接続用設備の設置又は改 修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)~(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申 込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 34 条の4

1~15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線 線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容され る1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続 申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。)が、この申込みに先立って当該設備の共用に係 る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容さ れる既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込 者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の 名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにし ます。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行う ことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より 大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又 は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが 行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定し た利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書によ り、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブ ルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブル が既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続 している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模 が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をも って調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を 行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線 │17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回

との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条(接続申込みの承諾)第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)~(9) (略)

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

(手続費の支払義務)

- 第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。
 - (1)~(12) (略)
- (13) 第 95 条の3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 線との接続の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条(接続申込みの承諾)第1項各号の場合(共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに収容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。)を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 (1)~(9) (略)

(10) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の協定事業者名を回答する場合

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを 要します。

(1)~(12) (略)

(13) 第 95 条の3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき (遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときを含みます)。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 95 条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(そ接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)~(7) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

	区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)		
(9) 端末回線伝送機 能(第5条(標準 的な接続箇所)第 1項の表中第5- 3欄で接続する場	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア〜イ (略)	(略)		
合)		ウ 2 Gbit/s から <u>100</u> Gbit/s までの符合 伝送が可能 なもの	(略)		

2-11 その他の機能

	区 分	単位	料金額	備考
(1)~(25) (略)				
(26) 特定光信号端末	協定事業者の特定光信号端末回線の	1回線ごと	339円	
回線管理機能	情報の管理を行うとともに網改造料	10		
	を請求する機能			

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

第 95 条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が 指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定め る通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限り ます。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。こ の場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものと し、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと<u>(遠隔地からネットワークカメ</u> ラ等を用いて立ち会うことを含みます。)を要します。

(1)~(7) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

	区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)		
(9) 端末回線伝送機 能(第5条(標準 的な接続箇所)第 1項の表中第5- 3欄で接続する場	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア〜イ (略)	(略)		
合)		ウ 2 Gbit/s から <u>400</u> Gbit/s までの符合 伝送が可能 なもの	(略)		

2-11 その他の機能

	区 分	単位	料金額	備考
(1)~(25) (略)				
(26) 特定光信号端末 回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の 情報の管理を行うとともに網改造料 を請求する機能	1回線ごと に <u>月額</u>	339円	

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

	区	分	単位	手続費の額	備考
(1)~(9) (略))	(略)			
(10) 立会費	当社が指定する立会を費用	ア イウエ以外の場合(2 -2(2-1以外の手続 費)表中第8欄の手続費が 適用される場合を除きま す。)	1回ご とに	第(一用に金る(((に定をを相サに事にえにをります。 (() () に定をを相サに事にえたの当額3単作に第)) と変料のとなるなりのである。 () に金業要1第2の)率得たに約基加額のします。 () に金業要1第2の)率得たに約基加額の派にのの。 () のの)を得たに約基加額の派にのの。 () のの)を得たに約基加額の派にのの。 () のの)を得たに約基加額の派にのの。 () のの)を得たに約基加額の派にのの。 () のの)を得たに約基加額の派にのの。 () のの)を得たに約基加額の派にのの。 () のの)を相対にある。	
		イ~エ (略)			

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)~(13) (略)	(略)	·

	区分		単位	手続費の額	備考
(1)~(9) (略)		(略)			
するゴ	立会者に会する。	ア イウエ以外の場合(2 -2(2-1以外の手続 費)表中第8欄及び第14欄 の手続費が適用される場合 を除きます。)	10 に	第(一用に金る((((に定をを相サに事にえにをり1 1 1 4 寸 4 寸 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5	
		イ~エ (略)			

2-2 2-1以外の手続費

	区分	単位	備考
(1)~(13) (略)		(略)	
(14) 遠隔立会費	第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な 装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置 等の設置に係る作業を行う場合において、 遠隔地からネットワークカメラ等を用いて 立ち会うときに要する費用	<u>1件ごとに</u>	

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第68条(手続費の支払義務)第1項第13号、第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り))第1項、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)については、当社の準備が整い次第実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

- 2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線(卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。)を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに収容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。
- 3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します(ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。)。

<u>物口で下こより</u>		W / I	네티 스 축포	144 44
	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>	<u>備考</u>
卸電気通信	ア 当社の回線管理に	1回線ごとに	当該システムへの登録のために	
役務契約に	係るシステムへの		必要となる費用(システムの開発	
基づく提供	登録に要する費用		及び登録に係る費用(外注費、物	
から協定に			品費、人件費等の費用をもとに当	
基づく提供			社が算定します。))を、登録の	
に取り扱い			対象となる回線数の合計で除し	
を変更する			<u>て得た額</u>	
ために必要	イ ア以外に変更に係	1回線ごとに	料金表第2表(工事費及び手続	
な手続費	る対応に伴い作業		費)第1(工事費)2(工事費の	
	を行う場合に要す		額)2-4(2-3に適用する作	
	る費用		業単金)に規定する作業単金に作	
			業に要する時間及び料金表第1	
			表 (接続料金) 第2 (網改造料)	
			2 (料金額) 2-3 (年額料金の	
			算定に係る比率)に規定する貸倒	
			率に1を加算して得た額を乗じ	
			<u>て得た額</u>	

4 当社は、第2項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第70欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。

新 旧 技術的条件集別表 38 技術的条件集別表 38 【参照規格一覧】 【参照規格一覧】 (略) (略) [9] IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength [10] "Multiprotocol Extensions for BGP-4", IETF RFC4760, Jan 2007. (略) (略) 2. インタフェース仕様 2. インタフェース仕様 2. 1 レイヤ1 2. 1 レイヤ1 物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR/ER/SR および 物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR/ER/SR および 1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4 に準拠し、各々の転送速度でベースバン 1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4、400GBASE-FR4/LR8 に準拠し、各々の転送 ド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接 速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLA 続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、 N型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置す 当該伝送装置においてリンクダウン転送(リンクパススルー)機能を有効とし、伝 る場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送(リンクパススルー)機能を有 送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。 効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止す ること。 2. 1. 1 インタフェース条件(10Gbit/s 品目) 2. 1. 1 インタフェース条件 (10Gbit/s 品目) (略) (略) 2. 1. 2 インタフェース条件(1Gbit/s品目) 2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目) (略) (略) 2. 1. 3 インタフェース条件 (100Gbit/s 品目) 2. 1. 3 インタフェース条件(100Gbit/s品目) (略) 2. 1. 4 インタフェース条件(400Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5964-20 規格の LC コネクタを使用する。光ケーブル

2.2 レイヤ2 (略)

- 2.3 レイヤ3
 - 2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 ICMP

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式 スタティックルーティング

(以下、略)

<u>は、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。</u> 詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 122 章、151 章を参照のこと。

2.2 レイヤ2 (略)

- 2.3 レイヤ3
 - 2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 ICMP

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング IETF RFC4760 準拠

(以下、略)

接続約款変更認可申請書

西設相制第 000126 号 2021 年 9 月 16 日

総務大臣 武田 良太 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日 認可を受けた後、速やかに実施します。

IΒ

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	意 味
1~90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線(光信号端末回線(光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。)と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。)であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、 光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。)の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。(1)~(8)(略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条(標準的な接続箇所)に規定された標準的な接続 箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み(第4号に定める前項第2 号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を行うこと ができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

- (1)~(4) (略)
- (5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	意 味
1~90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線(光信号端末回線(光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。)と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。)であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。)の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。(1)~(8) (略)

(9) 特定光信号端末回線で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の特定光信号端末回線等

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条(標準的な接続箇所)に規定された標準的な接続 箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み(第4号に定める前項第2 号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を行うこと ができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

- (1)~(4) (略)
- (5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置 随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出する ことを要します。

(1)~(5) (略)

(完成涌知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成した ことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第 34 条の 4

1~15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線 路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合にお いて、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けて いる場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間 に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答しま す。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第 11 条(事前調査の申込み)を行っている必要はありませ

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第 9号に規定する特定光信号端末回線 随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者(特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。)は、当社の接続用設備の設置又は改 修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)~(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申 込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第 34 条の4

1~15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線 線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容され る1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続 申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。)が、この申込みに先立って当該設備の共用に係 る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者<u>が接続している特定光信号端末回線が収容さ</u> れる既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込 者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の 名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにし ます。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行う ことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より 大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又 は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが 行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定し た利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書によ り、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブ ルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブル が既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続 している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模 が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をも って調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を 行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線 │17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回

との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条(接続申込みの承諾)第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)~(10) (略)

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

(手続費の支払義務)

- 第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。
- (1)~(12)(略)
- (13) 第 95 条の3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 線との接続の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条(接続申込みの承諾)第1項各号の場合(共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに収容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。)を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)~(10) (略)

(11) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号 | 局内伝送路の接続申込み) 第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番 | 号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の | 協定事業者名を回答する場合

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2 (手続費) に規定する手続費の支払いを 要します。

(1) ~(12) (略)

(13) 第 95 条の3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項 の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき (遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときを含みます)。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 95 条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(そ接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)~(7) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

	区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)		
(9) 端末回線伝送機 能(第5条(標準 的な接続箇所)第 1項の表中第5 - 3欄で接続する場	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア〜イ (略)	(略)		
合)		ウ 2 Gbit/s から <u>100</u> Gbit/s までの符合 伝送が可能 なもの	(略)		

2-11 その他の機能

	区 分	単位	料金額	備考
(1)~(26) (略)	-			
(27) 特定光信号端末	協定事業者の特定光信号端末回線の	1回線ごと	558円	
回線管理機能	情報の管理を行うとともに網改造料 を請求する機能	1-		

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

第 95 条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が 指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定め る通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限り ます。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。こ の場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものと し、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと (遠隔地からネットワークカメ ラ等を用いて立ち会うことを含みます。)を要します。

(1)~(7) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

	区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)		
(9) 端末回線伝送機 能(第5条(標準 的な接続箇所)第 1項の表中第5 - 3欄で接続する場	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア〜イ (略)	(略)		
合)		ウ 2 Gbit/s から <u>400</u> Gbit/s までの符合 伝送が可能 なもの	(略)		

2-11 その他の機能

	区 分	単位	料金額	備考
(1)~(26) (略)				
(27) 特定光信号端末 回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の 情報の管理を行うとともに網改造料 を請求する機能	1回線ごと に <u>月額</u>	558円	

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

	区	分	単位	手続費の額	備考
(1)~(9) (略)		(略)			
(10) 立会費	当社が指定する立会を費用	ア イウエ以外の場合(2 -2(2-1以外の手続 費)表中第8欄の手続費が 適用される場合を除きま す。)	1回ご とに	第(一用に金る(((に定をを相サに事にえにをり第(一用に金る(((に定をを相サに事にえたの当ないのです。」に金業要1第2の)を率倒て得額契るちる者(でた。事の一業るいび金料)金率倒て得額契るちる者(でた。書額3単作に第))2の)率得たに約基加額の派にとの。との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、と	
		イ〜エ (略)			

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)~(13) (略)	(略)	

	区分	単位	手続費の額	備考
(1)~(9) (略)	(略)			
(10) 立会費 当社が指する立会の立会は要する者	- 2 (2-1以外の手続 費) 表中第8欄及び第14欄 の手続費が適用される場合 を除きます。)	1回ご とに	第(一用に金る((((に定をを相サに事にえにをり第(一用に金る((((に定をを相サに事にえたの当額のしまれてすると、「生のののでは、「生のののでは、「生のののでは、「生ののでは、「生ののでは、「生ののでは、「生ののでは、「生ののでは、「生ののでは、」」が、「いる。」は、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」が、「いる。」は、」は、「いる。」は、いる。」は、いる。」は、「いる。」は、」は、いる。」は、」は、」は、いる。」は、」は、」は、」は、」は、」は、」は、」は、」は、は、は、は、は、は、は、	
	イ~エ (略)			

2-2 2-1以外の手続費

	区分	単位	備考
(1)~(13) (略)		(略)	
(14) 遠隔立会費	第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な 装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置 等の設置に係る作業を行う場合において、 遠隔地からネットワークカメラ等を用いて 立ち会うときに要する費用	<u>1件ごとに</u>	

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第 68条(手続費の支払義務)第1項第13号、第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保 守を行う場合の立入り))第1項、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)については、当社の 準備が整い次第実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

- 2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線(卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。)を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに収容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。
- 3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します(ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。)。

物口で呼じより	0 /	8		,	
	2	<u>【分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>	<u>備考</u>
卸電気通信	ア	当社の回線管理に	1回線ごとに	当該システムへの登録のために	
役務契約に		係るシステムへの		必要となる費用(システムの開発	
基づく提供		登録に要する費用		及び登録に係る費用(外注費、物	
から協定に				品費、人件費等の費用をもとに当	
基づく提供				社が算定します。))を、登録の	
に取り扱い				対象となる回線数の合計で除し	
を変更する				て得た額	
ために必要	1	ア以外に変更に係	1回線ごとに	料金表第2表(工事費及び手続	
な手続費		る対応に伴い作業		費)第1(工事費)2(工事費の	
		を行う場合に要す		額)2-4(2-3に適用する作	
		る費用		業単金)に規定する作業単金に作	
				業に要する時間及び料金表第 1	
				表(接続料金)第2(網改造料)	
				2 (料金額) 2-3 (年額料金の	
				算定に係る比率)に規定する貸倒	
				率に1を加算して得た額を乗じ	
				て得た額	

4 当社は、第2項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第69欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。

旧	新
技術的条件集別表 38	技術的条件集別表 38
【参照規格一覧】 (略)	【参照規格一覧】 (略)
	[9] IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength [10] "Multiprotocol Extensions for BGP-4", IETF RFC4760, Jan 2007.
(略)	(略)
2. インタフェース仕様	2. インタフェース仕様
2. 1 レイヤ1	2. 1 レイヤ1
物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR/ER/SR および 1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4 に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送(リンクパススルー)機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。	物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR/ER/SR および 1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4、400GBASE-FR4/LR8 に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLA N型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送(リンクパススルー)機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。
2.1.1 インタフェース条件(10Gbit/s 品目) (略)	2. 1. 1 インタフェース条件(10Gbit/s 品目) (略)
2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目) (略)	2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目)(略)
2. 1. 3 インタフェース条件 (100Gbit/s 品目) (略)	2. 1. 3 インタフェース条件 (100Gbit/s 品目) (略)
	2. 1. 4 インタフェース条件 (400Gbit/s 品目) 光コネクタは、JIS C 5964-20 規格の LC コネクタを使用する。光ケーブル

2.2 レイヤ2 (略)

- 2.3 レイヤ3
 - 2. 3. 1 IPv4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 ICMP

IETF RFC792 準拠

3.3 ルーティング方式
 スタティックルーティング

(以下、略)

<u>は、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。</u> 詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 122 章、151 章を参照のこと。

2.2 レイヤ2 (略)

- 2.3 レイヤ3
 - 2. 3. 1 I P v 4
 IETF RFC791 準拠
 - 2. 3. 2 ICMP

IETF RFC792 準拠

 3.3 ルーティング方式
 スタティックルーティング IETF RFC4760 準拠

(以下、略)